



平成26年2月10日  
国土交通省中部地方整備局  
木曾川下流河川事務所

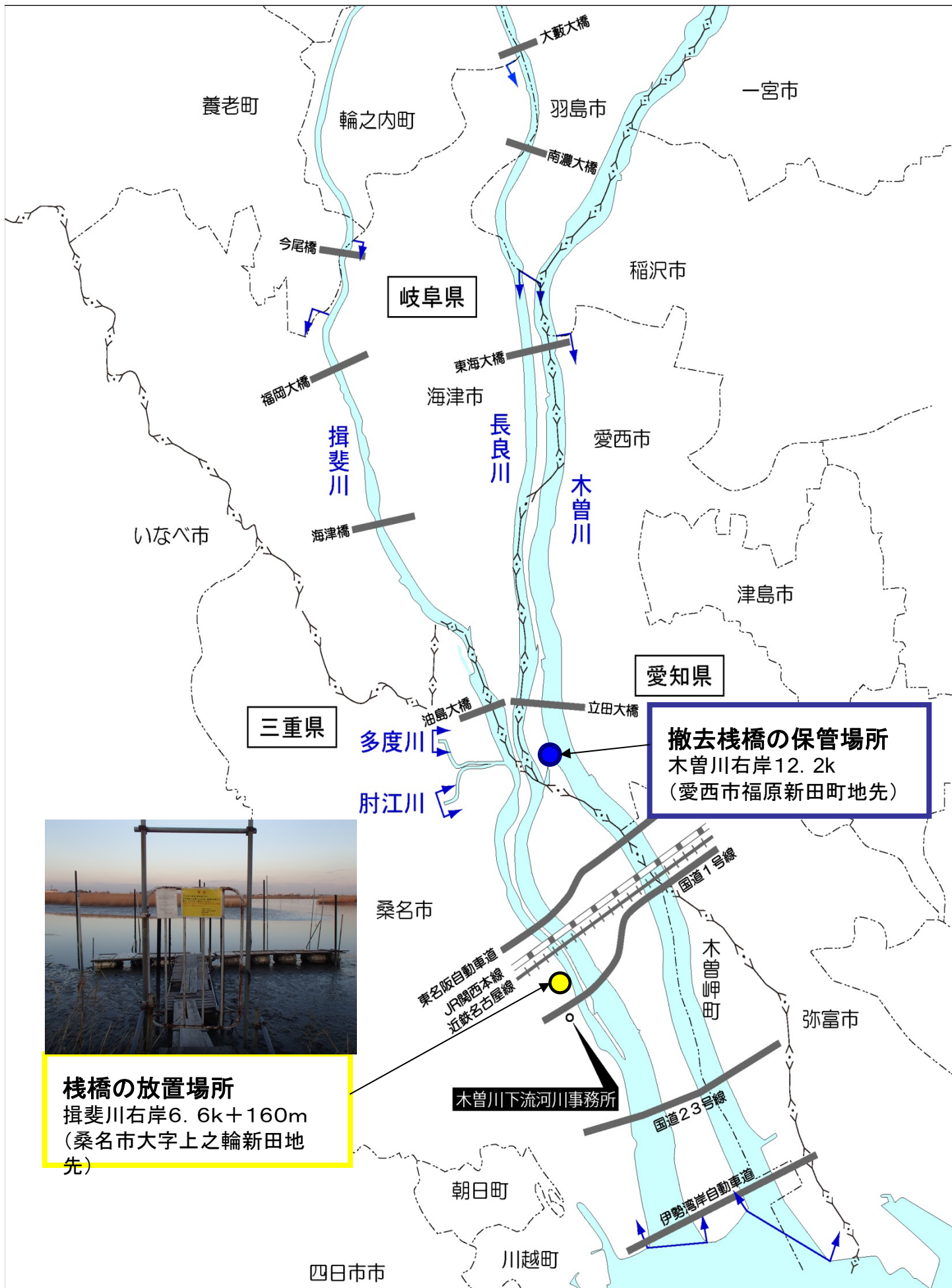
## お知らせ

### 河川へ違法設置・放置された栈橋の強制撤去を実施します。

1. 概要  
揖斐川右岸に違法設置・放置されていた所有者の判明しない栈橋を河川管理者が強制撤去を行うことになりましたのでお知らせします。  
このまま放置し続けると、台風等洪水時の流下阻害や、栈橋が流されて下流にある橋梁や施設を損傷させたり、当該栈橋に不特定の船舶等を違法に係留される恐れがあります。
2. 強制撤去の日時  
平成26年2月17日（月）9:30～12:00  
（台風等の悪天候により延期する場合があります。）
3. 実施場所
  - ① 栈橋の放置場所  
揖斐川右岸6.6k+160m付近  
桑名市大字上之輪新田地先（別図のとおり）
  - ② 栈橋の保管場所  
木曾川右岸12.2k付近  
愛西市福原新田町地先（別図のとおり）
4. 報道取材  
当日の取材対応は、上記①の栈橋放置場所で行います。
5. 解禁  
指定なし
6. 配布先  
桑名市政記者クラブ
7. 問合せ先  
国土交通省中部地方整備局 木曾川下流河川事務所  
占用調整課長 安藤 康生

TEL 0594-24-5718 FAX 0594-24-5725

# 位置図



**橋梁の放置場所**  
揖斐川右岸6.6k+160m  
(桑名市大字上之輪新田地先)

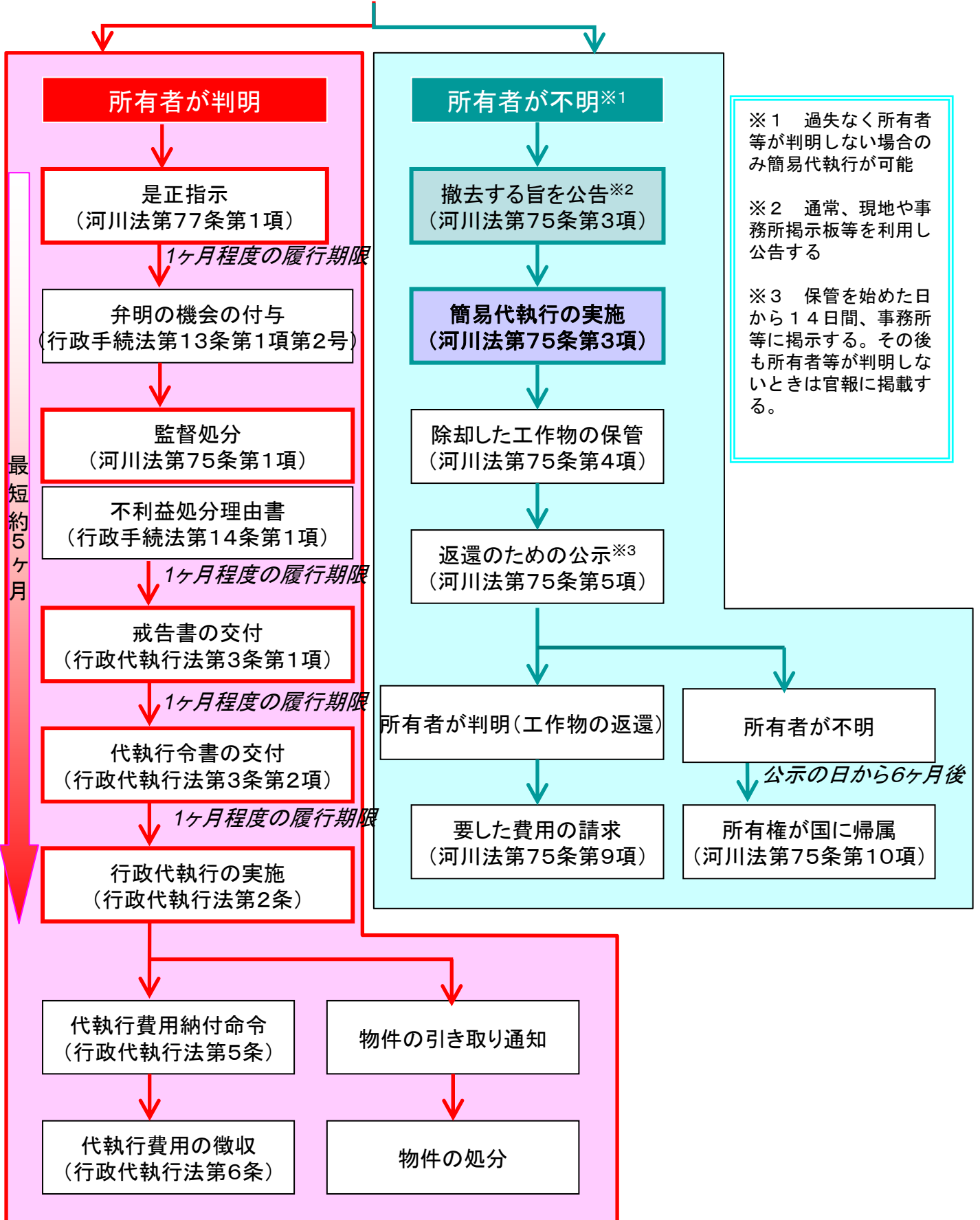
**撤去橋梁の保管場所**  
木曾川右岸12.2k  
(愛西市福原新田町地先)

# 行政代執行と簡易代執行

行政代執行

放置棧橋

簡易代執行



※1 過失なく所有者等が判明しない場合のみ簡易代執行が可能

※2 通常、現地や事務所掲示板等を利用し公告する

※3 保管を始めた日から14日間、事務所等に掲示する。その後も所有者等が判明しないときは官報に掲載する。